

2.11 その他の法人活動

2.11.1 目的積立金の申請・認定等

(1) 目的積立金の申請・認定・活用

目的積立金の申請・認定状況について、表 2-84 に示す。平成 18 年度の申請分から経営努力認定基準が改定され、知的財産収入に基づく利益については原則として目的積立金として認定されることとなった。これを受けて、平成 18 年度の知的財産収入による申請額のほぼ満額が目的積立金として認定されており、認定額は平成 17～18 年度にかけて大幅に増加している。なお、平成 19 年度の認定額が 0 になっているのは、まだ認定の判断がなされていないためである。

前述の通り、目的積立金の認定基準は平成 18 年度申請分から改定されており、認定額自体も大幅に増加した。今年度調査では、この認定基準の改定に関する意見を収集した（表 2-85）。

平成 18 年度に知的財産収入による申請を行った法人からは、知的財産収入が経営努力として認められるようになったことが確認できただけでなく、改定により認定基準が明確となったことで、申請手続きが円滑化しているとの意見が得られた。

- 特許等による知的財産収入に基づく利益のすべてが経営努力によるものとして認められることとなり、平成 18 年度より目的積立金として申請し、申請額全額について認定された。 【放射線医学総合研究所】
- これまでは「積立金」として利益処分を行っていたところであるが、目的積立金の認定基準改定に伴い、目的積立金の申請が容易になったものと実感している。結果として、平成 18 年度においては、8,518,700 円の目的積立金の認定を受けた。 【物質・材料研究機構】
- 目的積立金の認定基準が緩和されたことにより、目的積立金の申請がし易くなったという認識である。実際、平成 18 事業年度における知的財産収入に基づいた利益 21,845 千円について目的積立金として申請を行い、満額承認された。 【理化学研究所】
- 知的財産収入については、認定基準の改定により独法化以降の収入が経営努力として認定されるようになったことを受けて、平成 18 年決算は目的積立金の認定額が前年度から増加となっている。また、具体的な基準が示されたことにより、目的積立金の認定に関しての基準等が明確なものとなっており事務手続きの効率化にもなっていると思慮。 【産業技術総合研究所】

表 2-84 目的積立金の申請額・認定額

法人名	目的積立金の申請額(千円)																			
	知的財産収入による申請分								上記以外の申請分											
									内、認定された金額								内、認定された金額			
	2004	2005	2006	2007	2004	2005	2006	2007	2004	2005	2006	2007	2004	2005	2006	2007	2004	2005	2006	2007
沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
情報通信研究機構	13,617	70,429	0	0	13,617	10,671	0	0	11,484	1,907	0	0	0	59,758	0	0	0	0	0	0
酒類総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放射線医学総合研究所	0	0	11,428	4,413	0	0	11,428	4,413	0	0	11,428	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災科学技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物質・材料研究機構	0	0	8,519	31,555	0	0	8,519	31,555	0	0	8,519	0	0	0	0	0	0	0	0	0
理化学研究所	14,854	0	21,845	0	14,854	0	21,845	0	0	0	21,845	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海洋研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇宙航空研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立科学博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本原子力研究開発機構	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
国立健康・栄養研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働安全衛生総合研究所	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
医薬基盤研究所	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0
農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
農業生物資源研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業環境技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際農林水産業研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林総合研究所	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0
水産総合研究センター	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
産業技術総合研究所	0	275,035	275,679	276,241	0	217,390	215,943	216,161	0	135,765	215,733	0	0	57,645	59,736	60,080	0	3,315	8,994	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	447,231	317,166	3,210,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	447,231	317,166	3,210,354	0	447,231	317,166	3,210,354	0
土木研究所	-	-	45,049	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	45,049	0	-	-	44,949	0
建築研究所	18,967	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,967	0	0	0	9,037	0	0	0
交通安全環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上技術安全研究所	1,846	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,846	0	0	0	1,846	0	0	0
港湾空港技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電子航法研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	496,515	662,630	3,572,874	312,209	28,471	228,061	257,735	252,129	11,484	137,672	257,525	0	468,044	434,569	3,315,139	60,080	458,114	320,481	3,264,297	0
平均値	23,644	30,120	127,603	10,766	1,356	10,366	9,205	8,694	547	6,258	9,197	0	22,288	19,753	118,398	2,072	21,815	14,567	116,582	0
研究者一人当たり	51	66	250	21	2,9	23	18	17	1,2	14	18	0,0	48	43	232	4,0	47	32	229	0,00
集計対象法人数	21	22	28	29	21	22	28	29	21	22	28	29	21	22	28	29	21	22	28	29

表 2-85 目的積立金の認定基準改定に伴う変化や、認定された目的積立金の活用状況

法人名	目的積立金の認定基準改定に伴う変化や、認定された目的積立金の活用状況
沖縄科学技術研究 基盤整備機構	該当なし。
情報通信研究機構	(記載なし)
酒類総合研究所	(記載なし)
放射線医学総合研 究所	長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日 閣議決定)を受け、研究開発独立行政法人のインセンティブ確保の観点から、特許等による知的財産収入に基づく利益のすべてが経営努力によるものとして認められることとなり、平成18年度より目的積立金として申請し、申請額全額について認定された。 なお、平成18年度目的積立金が認定されたのが平成19年度末であったため、平成20年度以後より中期計画に定めた用途に充てる予定である。
防災科学技術研究 所	(記載なし)
物質・材料研究機構	これまでは「積立金」として利益処分を行っていたところであるが、目的積立金の認定基準改定に伴い、目的積立金の申請が容易になったものと実感している。結果として、平成18年度においては、8,518,700円の目的積立金の認定を受けた。なお、認定された目的積立金については、今後認定される目的積立金とあわせて、当機構の研究促進対策等のために有効的に活用していく予定である。平成19年度分においては現在、大臣承認の申請中。
理化学研究所	「独立行政法人の経営努力認定について」(総務省行政管理局)、即ち、目的積立金の認定基準が緩和されたことにより、目的積立金の申請がし易くなったという認識である。実際、平成18事業年度における知的財産収入に基づいた利益21,845千円について目的積立金として申請を行い、満額承認された。 なお、当該積立金の平成19事業年度における活用状況については、知的財産管理、技術移転に係る経費として満額執行した。具体的には、特許ライセンス化促進に向け、産業界での実用化を促進することが可能となるような化合物のデータ及びサンプルを取得・追加するための合成・試験に係る経費(費用18,846千円 固定資産購入2,999千円)として使用した。
海洋研究開発機構	独立行政法人化以降、目的積立金の申請を行っていないため、現段階において認定基準の改定が実施されたことによる影響はない。
宇宙航空研究開発 機構	平成19年度末の時点で目的積立金の積立はないが、目的積立金の認定基準が緩和されたことを受け今後は目的積立金として積立てに向けて検討していく予定である。
国立科学博物館	国立科学博物館では目的積立金の申請は行っていない。
日本原子力研究開 発機構	当機構において目的積立金はないため、活用状況についての該当はない。
国立健康・栄養研究 所	平成13年度の利益剰余金を目的積立金として承認を受け、目的にそった備品等の購入費にあてた。
労働安全衛生総合 研究所	(記載なし)
医薬基盤研究所	特になし。 (目的積立金の申請はありません。)
農業・食品産業技術 総合研究機構	実績なし。
農業生物資源研究 所	なし
農業環境技術研究 所	該当なし
国際農林水産業研 究センター	該当なし
森林総合研究所	目的積立金の認定基準が改定されたが、平成19年度は目的積立金の認定基準に達していないため目的積立金は計上していない。
水産総合研究センタ ー	(記載なし)
産業技術総合研究 所	知的財産収入については、認定基準の改定により独法化以降の収入が経営努力として認定されるようになったことを受けて、平成18年決算は目的積立金の認定額が前年度から増加となっている。

	<p>また、具体的な基準が示されたことにより、目的積立金の認定に関しての基準等が明確なものとなってきており事務手続きの効率化にもなっていると思慮。</p> <p>目的積立金の活用状況については、第2期中期計画の期間において、以下の用途に活用する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地の取得 ・施設の新営及び増改築 ・任期付職員の新規雇用 等
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>知的財産収入による目的積立金の計上のための認定申請は行っていないため、当機構における状況の変化はない。</p> <p>知的財産収入以外の目的積立金の使用状況は次のとおり。 (認定された目的積立金の活用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少金属鉱産物の売却益を希少金属鉱産物備蓄積立金(目的積立金)へ計上(累計額:3,978,723千円)し、中期計画に定める剰余金の用途のうち、希少金属鉱産物備蓄業務と関連する下記の用途に使用した。 <ol style="list-style-type: none"> ①備蓄資産の買入のための借入金利息の支払い(173,103千円) ②備蓄に必要な保管経費(18,875千円) ③備蓄資産の買入のための借入金(債券)の返済(3,786,745千円)
土木研究所	<p>現時点では目的積立金を使用していないため、活用状況については回答できないが、認定された目的積立金については、中期計画における「剰余金の使途」に定めたとおり、「研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及」に使用することとしている。</p>
建築研究所	<p>日常生活の場における犯罪に対する不安の増大、高齢化の進展等による建築物に関わる生活事故の増加傾向や市街地環境に対する国民の意識の高まりを背景として、住宅・市街地環境の安全・安心性能の向上が求められていることから「住宅・市街地の日常的な安全・安心性能の向上のための技術開発」の研究開発を推進するため、平成17年度に「研究開発及び研究基盤整備積立金」を活用し、ユニバーサルデザイン実験棟の整備を行った。</p>
交通安全環境研究所	該当なし
海上技術安全研究所	<p>2007年度の総利益は38百万円となっているが、純利益は1百万円であるため、独法の経営努力に基づく自己収入額増加による目的積立金として計上できる状況にはなく、認定基準設定に伴う変化はない。</p>
港湾空港技術研究所	平成19年度は目的積立金を計上していない。
電子航法研究所	<p>目的積立金の認定基準改定に伴い、特許について過去の実績にかかわらず認定されることについては非常に感謝している。今中期には目的積立金の認定はないが、認定された場合には国際会議の開催等、当研究所の積極的な活動に使用したい。</p>
国立環境研究所	(記載なし)

(2) 中期目標期間をまたいだ繰越

今年度は、中期目標期間をまたいだ積立金の繰越状況についても調査を行った。調査対象は、平成19年度が中期目標期間の最終年度であり、かつ期間末に積立金の繰越を行った法人である。これについては、理化学研究所からの回答が得られた。

- 2007年度は第1期中期目標期間最終年度であるため、目的積立金の申請は出来ないが、特許権収入に係る利益について、「独立行政法人の経営努力認定について」(総務省行政管理局)に定めるところの経営努力認定基準を満たしている状況であった。よって、平成19事業年度の経営努力としての目的積立金相当額として、45,254千円を通則法第44条第1項積立金(次期中期目標期間繰越積立金)の内数として積立金の処分申請を行い、文部科学大臣の承認を受け、当該金額全て次期中期目標期間に繰越した。
- 併せて、次期中期目標期間への積立金の繰り越しに係る課題については、「次期中期目標期間への積立金の繰り越しについて」(総務省行政管理局)によれば、現金

を伴う案件に係る繰越を厳しく制限しているため、第1期中期目標期間に係る事業に対する支払で翌期に確実に支払が必要となる案件の場合は、(例えば、施設整備費補助金等特定収入を財源とする課税仕入に係る用途の特定認識時期の相違や、受託研究収入における完成基準に伴う課税売上と課税仕入の認識時期の相違により発生する消費税還付金に対応する消費税の支払いについては)合理的事由の一つとして整理していただきたい。 【理化学研究所】

2.11.2 未利用成果の活用

知的財産など、これまで利用されてこなかった法人の研究成果の活用を推進することは、研究成果を社会へ還元する上で重要な取り組みである。

主な取り組みとしては、以下のように2つに分けることができる。また、一部の法人ではの実施や追加的な研究を支援する制度を導入していた。

- 外部向けの活動：
J-STORE や特許流通データベースへの登録、展示会への出展、イベント開催、外国へ向けた情報提供 など
- 内部向けの活動：
独自の特許 DB 構築・公開、技術移転ニュース、市場性の調査、自治体職員の受け入れ、規定の見直し、実用化へ向けた追加的研究を支援する制度の導入 など

着目すべき取組として以下の事例が挙げられている。

- 公開又は登録されている特許24件について、公開特許情報による実用化の可能性について調査を依頼した結果、実用化の可能性について、市場性（15件）、実証不十分な段階（4件）、権利行使の困難さ（3件）及び既存技術との優位性（2件）の観点から難しいとの調査結果を受けた。また、民間企業との共有特許、共同出願特許71件について、活用状況・活用予定について、平成20年1月から2月にかけてアンケートにより調査を行なった結果、23%が社内実施の予定あり、20%が市場性がないため実施予定無し、13%が技術的な課題があるため実施予定無し、5%が権利化待ち等の回答であった。 【放射線医学総合研究所】
- 平成19年度より、研究成果の社会貢献やイノベーション創出のために実用化を支援する助成制度「実用化展開促進プログラム」を創設した。平成19年度は3件の研究課題を支援し、そのうち1件については製品として販売することに成功した。 【海洋研究開発機構】
- 毎年の代表的な研究開発成果を、分かりやすくかつ網羅的に紹介する成果普及情報誌「未来を拓く原子力」を日本語と英語で刊行することにより、国内外へ広く普及させる努力を行っている。 【日本原子力研究開発機構】
- アルゼンチンでの畜産技術に関する成果をスペイン語でのパンフレットとして作成し、農家への普及を図った。また、タイにおいて、ため池の水利用計画ツールをタイ語で作成し、現地普及機関、農家に配付して普及を図った。 【国際農林水産業研究センター】
- 米国の特許流通データベースに単独出願案件等を選択して登録、公開している。また、他機関の保有する特許と産総研の保有特許を組み合わせることで群化することにより実施可能性を高める手法について、いくつかの機関と検討を開始している（IP インテグレーション制度）。 【産業技術総合研究所】

表 2-86 未利用成果の積極的な活用へ向けた取り組み

法人名	未利用成果の積極的な活用へ向けた取り組み
沖縄科学技術研究基盤整備機構	本機構の知的財産権管理に関する規約は、研究開発の提案を促進し、未利用の成果がないようにするものとなっている。
情報通信研究機構	技術移転機関(TLO)を通じて、未利用成果の技術移転に取り組んでいる。 また、CEATEC 2007において「NICTスーパーイベント」と称する成果展示及び技術シーズ説明会を開催し、会場に訪れた企業関係者に未利用成果のアピールを行った。
酒類総合研究所	保有特許については、特許流通データベース等を通じて、幅広く活用されるよう努めている。
放射線医学総合研究所	<p>・平成13年度から、外部向けホームページに研究所の登録特許及び出願公開特許等を掲載しているが、その充実を図るため、これまでに集積してきた情報等をもとに、「特許情報データベース」を構築し平成19年9月から公開した。具体的には、平成 5年以降に公開・登録された特許について、特許毎に、抄録(主要情報)、公報全文、[請求項1]及び[要約]などのText及び代表図の表示等により構成しており、分野別の分類や、発明の名称、要約、請求項1、職務発明者による検索機能等を有している。</p> <p>・JSTの研究成果展開総合データベース「J-STORE」へ公開特許の情報を平成16年度から掲載しているが、定期的にデータ更新を行い、特許情報のより一層の公開に努めている。また、(財)日本特許情報機構(Japio)が運用している「特許流通データベース」に12月から放医研単独自願特許情報の掲載を開始した。</p> <p>(以下、問35から再掲)</p> <p>・放医研単独自願の公開又は登録されている特許24件について、技術移転等の仲介を行っている民間企業に公開特許情報による実用化の可能性について調査を依頼した。その結果、実用化の可能性について、詳細な調査ではないことを前提として、市場性(15件)、実証不十分な段階(4件)、権利行使の困難さ(3件)及び既存技術との優位性(2件)の観点から難しいとの調査結果を受けた。</p> <p>・民間企業との共有特許、共同出願特許71件について、活用状況・活用予定(実施(実用化)の可能性、不実施の理由等)について、平成20年1月から2月にかけてアンケートにより調査を行なった。23%が社内実施の予定あり、20%が市場性が無いため実施予定無し、13%が技術的な課題があるため実施予定無し、5%が権利化待ち等の回答であった。</p>
防災科学技術研究所	<p>・研究成果を利用する自治体職員を受け入れ、防災に関する研究成果を活用(研修)</p> <p>・防災に関する各種イベントの開催および出展</p> <p>・研究報告書などをWebページや情報発信部署(自然災害情報室)において公開</p> <p>・研究所のWebページについては、各部署の研究成果にたどり着くことができるよう工夫して掲載</p>
物質・材料研究機構	<p>・未使用特許を日本特許情報機構が運営している特許流通データベースにより公開するとともに、同機構が年2回発行している「開放特許活用例集」に掲載している。</p> <p>また、科学技術振興機構が運営している特許データベース「J-STORE」にも未使用特許の公開を行っている。</p> <p>・特許の有効活用の一環として第三者へ有償譲渡ができるよう規程の整備を行った。</p>
理化学研究所	未利用成果の積極的な実用化を推進するため、ホームページや展示会を活用して情報発信を行っているほか、実用化コーディネーターにより民間企業への実用化・実施化への提案も行っている。さらに特許の売り込みなどを強化するため、外部業者に委託して、市場のマーケティング調査や実用化促進の活動を拡大している。
海洋研究開発機構	<p>研究開発成果であって、知的基盤として市場への安定供給が期待されるものについては、積極的な特許の取得に努めている。</p> <p>また、平成19年度より、研究成果の社会貢献やイノベーション創出のために実用化を支援する助成制度「実用化展開促進プログラム」を創設した。平成19年度は3件の研究課題を支援し、そのうち1件については製品として販売することに成功した。</p>
宇宙航空研究開発機構	産業利用の可能性はあるが、企業にとっては不十分で魅力の少ない知財を、産業利用に魅力ある技術に補強するため、JAXA研究者が追加研究を行えるよう研究資金の支援を行っている。また、特許コーディネーターによる産業界にとって魅力のある特許の掘り起こしを行い、企業とのマッチング活動を行っている。更に、企業がライセンスを希望する特許等について企業と共同で追加研究を行うことで事業化を支援している。
国立科学博物館	国立科学博物館で実施している研究は、自然や科学技術に関する標本資料に基づく実証的な研究であり、これらの研究を通じて科学研究の基礎をなす知識や知見の創出を目指している。そのため、製品化等を視野に入れた開発型の研究とは本質的に異なり、未利用成果という観点はない。 なお、国立科学博物館における研究の成果については、論文や学会における発表等の他、常設展、企

	画展等の展示や学習支援活動への反映、シンポジウムの開催等により、一般への普及にも努めている。
日本原子力研究開発機構	<p>機構の保有する技術と特許の活用を目指して、関連情報のホームページでの公開、技術移転ニュースの発行、高崎におけるオープンセミナーの開催を実施するとともに、技術移転に関連するイベントへ参加した。</p> <p>また、機構における毎年の代表的な研究開発成果を、分かりやすくかつ網羅的に紹介する成果普及情報誌「未来を拓く原子力」を日本語と英語で刊行することにより、国内外へ広く普及させる努力を行っている。また、各専門分野における研究開発の成果や知見、技術データ等については、原子力機構独自の公開刊行物である「研究開発報告書」として公開し、外部からの利用の促進を図っている。</p>
国立健康・栄養研究所	(記載なし)
労働安全衛生総合研究所	(記載なし)
医薬基盤研究所	(記載なし)
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>農研機構が蓄積してきた研究成果を広く社会に還元するために開催している産学官連携交流セミナーには、農業生産現場とは無関係の異分野事業を担当する企業等のR&D担当者が多数出席し、農研機構が持つ研究成果と膨大な遺伝資源に高い関心を示している。農業生産現場に密着した研究の中ではこれまで未利用であった素材を農業分野以外で利用しようとする動きが活発になっており、2件の共同研究等がすでにスタートしている。また、農研機構が育成した大半の新品種については、地域のマイナーな利用にとどまり、食品産業のイノベーションを引き起こすまでには至っていないのが現状であることを踏まえ、農研機構および社団法人農林水先端技術産業振興センター(STAFF)が中心になり、産学官の関係研究機関や企業が結集した「新品種産業化研究会」を20年11月に設立する準備を進めている。</p>
農業生物資源研究所	<p>アグリビジネス創出フェア等に積極的に参加し、成果をアピールしている。本年度は、所主催の成果発表会を開催する予定である。</p>
農業環境技術研究所	<p>成果の活用促進を図るため、産学官連携推進会議や「アグリビジネス創出フェア」等の知財関係の各種イベント等において、研究成果情報や特許情報を提示し、知的財産権活用のための積極的な情報提供活動を行った。</p>
国際農林水産業研究センター	<p>海外において、成果普及活動を行っている。具体的には、アルゼンチンでの畜産技術に関する成果をスペイン語でのパンフレットとして作成し、農家への普及を図った。また、タイにおいて、ため池の水利用計画ツールをタイ語で作成し、現地普及機関、農家に配付して普及を図った。</p> <p>知財の管理については、「知的財産に関する基本方針」を確定し、これを公表し職員への周知徹底を図った。登録済みの特許権の維持・放棄などについて検討を行い、一部の特許についてTLOへ情報を提供し、その利活用を図っている。また、中小企業の新製品・新技術の開発等に資するため、財団法人茨城県中小企業振興公社に対しても、一部の特許の情報提供を行っている。</p> <p>国内においては、アグリビジネス創出フェアにおいて特許情報の展示等を行い、知財の活用に努めている。</p>
森林総合研究所	<p>第Ⅰ期中期計画期間の成果の利活用状況のフォローアップ調査及び第Ⅱ期中期計画期間の中間見直しにおいて、成果の利活用に関するチェックを行うこととしており、今後は、それらで明らかになった未利用成果についてマニュアルやパンフレットの作成などを行っていく予定である。</p>
水産総合研究センター	<p>第2期中期計画を契機に知的財産の創造と利活用の促進を図るため、研究開発成果の効率的な社会還元促進や権利化する知的財産のコスト・公益性等の観点、知的財産への戦略的な取り組みの強化等の視点から、H18年10月に知的財産ポリシーを策定した。更にH19年3月には、特許権等を他の独法が研究目的で実施する場合の取扱規程(研究ライセンス規程)、プログラム等の取扱規程等を新たに整備し、知的財産関連規程の充実を図っている。</p> <p>これに加えてH20年3月に、企業、大学、関連団体等との連携をさらに推進するため、水産技術の交流の場として「水産技術交流プラザ」を発足した。水産情勢を踏まえた技術交流セミナーの開催、各種展示会での出展、外部機関との情報交換などを通じて、研究開発ニーズを把握しながら、共同研究の推進、知的財産等の活用による未利用成果の活用を図っている。</p>
産業技術総合研究所	<p>主に未利用特許の活用に向けた取り組みとして以下の取り組みを実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産総研対外ホームページ上および広報(産総研TODAY)で保有公開特許の全情報を公開。 2. 各種特許情報の流通データベースに産総研単独出願案件等を選択して登録、公開。 3. 米国の特許流通データベースに産総研単独出願案件等を案件を選択して登録、公開。 4. 他機関の保有する特許と産総研の保有特許を組み合わせることで群化することにより実施可能性を高める手法について、いくつかの機関と検討を開始。(IPインテグレーション制度) 5. 保有特許に関する独占実施や譲渡希望に対する審査・公示手順の簡素化による改善。

	6. 産総研TLOを通じた未活用特許の活用の促進。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	金属技術開発部においては、過去の技術開発報告書を全てホームページで公開したり、成果報告会を開催することで、成果の利用を促している。
土木研究所	研究で得られた成果技術について、知的財産権を取得して広く実施ライセンスを与えるような運用を行うとともに、新技術情報提供システム(NETIS)登録や「土研新技術ショーケース」といった技術発表展示会の開催、他団体の開催する技術展示会への出展、講習会や現場見学会の開催等の活動を通じて、成果の普及を行っている。
建築研究所	(記載なし)
交通安全環境研究所	都心の会場において「平成19年度研究発表会(フォーラム2007)」を実施し、19件の研究成果発表を行い、607名(うち民間企業482名)の出席を得た。研究発表会講演概要集を出版した。また、平成19年7月に都心の会場において平成19年度講演会「これからの安全な車社会に向けて」を実施し、6件の研究成果を踏まえた講演を行い、200名(うち民間企業141名)の出席を得た。講演会講演概要集を出版した。また、機械学会、電気学会、自動車技術会等の関係学会シンポジウム、関連国際学会等での論文及び口頭発表を通じて、未利用成果の普及に努めた。
海上技術安全研究所	(記載なし)
港湾空港技術研究所	当研究所の研究対象は公共事業の実施と密接に関連しているため、当研究所の研究成果は港湾空港整備事業の現場において何らかの形で必ず活用されている
電子航法研究所	ホームページ掲載の情報の充実、企業等への公開講座(出前講座)の積極的な実施、パテントソリューションフェアへの出展や広報誌等により、広く成果をPRしている。
国立環境研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・取得特許の実用化に向けての奨励制度(外部資金)の活用 ・研究所の人的資源の規模が制約となり本件に関して専門部署を設置するのは難しい状態だが、2009年度以降、シニアスタッフの増加が予測されるので、シニアスタッフの活用を考えている。

2.11.3 中小企業者への配慮

全般的には、物件等の納入に関して一般競争入札を原則とする研究開発法人が多く、中小企業者への特別な措置・施策に関しては実施していないところが多い。

効率的な研究開発推進に不可欠な実験・分析機器などの技術・製品を中小企業が保有している場合、当該企業への発注には一定の配慮が必要なことも考えられる。各法人は、研究開発推進のため、こうした配慮が必要であるかについて検討を進める必要があるだろう。

着目すべき取組として以下の事例が挙げられている。

- 一般競争契約を原則とし、かつ、資格区分による参加制限を設けないことにより、革新的な技術を有する中小企業者も自由に競争に参画できるよう配慮している。
【日本原子力研究開発機構】
- 一般競争入札に参加する資格については原則、当該競争入札に係る物件等の予定価格の金額に対応する競争参加者資格の等級に格付けされている者となっているが、当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者である、もしくは、規定により定めた資格の等級に付与された数値合計に技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者であれば、入札を認めている。また、「中小・ベンチャー企業の検査・計測機器等の調達に向けた実証研究事業」を受託しており、その事業における研究開発終了後の該当製品の調達について注機会拡大策を講じている。 【産業技術総合研究所】

表 2-87 革新的な研究開発を行う中小企業者に対する受注機会拡大への配慮

法人名	革新的な研究開発を行う中小企業者に対する受注機会拡大への配慮
沖縄科学技術研究基盤整備機構	特別な配慮・差別化は行っていない。
情報通信研究機構	(記載なし)
酒類総合研究所	(記載なし)
放射線医学総合研究所	特別な措置は行っていない。
防災科学技術研究所	本件に該当するような調達実績は現在ありません。
物質・材料研究機構	特段の配慮はしていない。
理化学研究所	1. 平成20年度から、随意契約の基準額を国に準ずるよう下げたことにより競争機会の拡大を図った。 2. 特別な技術又は経験を有する中小企業者がより入札に参加しやすいよう、一般競争参加資格の等級範囲を2級下位まで拡げることが可能となっている。 3. 競争参加資格の格付けにおいて、申請者の経歴、実績、信用度及び安定度等を考慮して、1級上位の等級に格付けし、若しくは数値が最下位に達しない者を最下位の等級に格付けすることが可能となっている。 4. 官公需相談窓口を設置するとともに、研究者向けに官公需法や「中小企業庁が選定した技術力の高い中小企業300社の紹介」等を周知し、物品及び役務の調達等の検討を行う際には配慮するよう所内ホームページにおいて啓蒙を行った。
海洋研究開発機構	「深海バイオフォーラム」や「MIND」のようなフォーラムやセミナーの開催、「産学官連携推進会議」や「イノベーション・ジャパン」のような産学連携促進のための展示会等、に積極的に参加し展示を展開するなど、中小企業者との技術交流の促進を行っている。

宇宙航空研究開発機構	特段の配慮はしていない。
国立科学博物館	(記載なし)
日本原子力研究開発機構	一般競争契約を原則とし、かつ、資格区分による参加制限を設けないことにより、革新的な技術を有する中小企業者も自由に競争に参画できるよう配慮している。
国立健康・栄養研究所	役務給付や物件購入については、原則として一般競争入札としており、革新的な研究開発を行う中小企業者の受注機会が増大するような特別の配慮・差別化は行っていない。
労働安全衛生総合研究所	(記載なし)
医薬基盤研究所	(記載なし)
農業・食品産業技術総合研究機構	技術力のある中小企業者等(ベンチャー企業等)に対する受注機会拡大に向けての配慮は、農研機構発ベンチャー企業が少ないとはいえ、利益相反問題と密接に関係することから、農研機構ではまだ検討を行っていない。
農業生物資源研究所	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)において、国等の発注機関における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力や、「国等の契約の方針」の作成・公表を定めています。こうした方策を受け、革新的な研究開発を行う中小企業者を含め、物件の入札に関し、資格等級下位者も参加させるなど、多くの中小企業者への受注機会拡大に向けた取り組みを行っている。
農業環境技術研究所	現在、総務省を中心に行政改革の推進のため契約制度の見直しがかねばれ、随意契約から一般競争契約への移行を進めている。また、公平性・透明性を高めるために、技術力等による差別化や応札条件の設定もしないこととしているため、特定の企業に対してのみ随意契約の発注を行うことはできない。このことから、革新的な研究開発を行う中小企業者への受注拡大の配慮は実施していない。
国際農林水産業研究センター	該当なし
森林総合研究所	なし
水産総合研究センター	特段の措置は行っていない。
産業技術総合研究所	産総研における物品等の調達については一般競争を原則としており、一般競争に参加する資格については原則、当該競争入札に係る物件等の予定価格の金額に対応する競争参加者資格の等級に格付けされている者となっている。しかし、技術力のある中小企業者の入札参加機会の拡大のため、物品の製造、物品の販売(自らが製造した物品の販売に限る)及び役務の提供等の入札について、競争参加者資格の等級の格付けにかかわらず、次のいずれかに該当する技術力を有すると認められた者の入札も認めることを産総研の『契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領』において規定し、中小企業者に対する受注機会拡大への配慮を行っている。 (上記要領により技術力を有すると認められる条件) ・当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者であること。 ・規定により定めた資格の等級に付与された数値合計に技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者であること。 この他、「中小・ベンチャー企業の検査・計測機器等の調達に向けた実証研究事業」(「産業技術研究開発事業(中小企業支援型)」)を産総研が受託しており、その事業における研究開発終了後の当該製品の調達について、以下の受注機会拡大策を講じている。 (1)産総研のネットワークを活用し調達先情報等を提供、(2)産総研のニーズに基づく検査・計測機器等の調達(本研究終了後、採択された中小ベンチャー企業が事業化に成功し、かつ、排他的な性能を有する場合には、産総研等公的機関が当該製品を調達する。)
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	研究開発について幅広く公募を行っている他、当機構の関係規程において、中小企業者に対する受注機会拡大の観点から入札参加資格については契約種別の予定価格に対応する等級に格付けされた者以外に、必要に応じ下位等級の者も競争入札に参加できることとしている。また、昨今は総合評価落札方式も積極的に導入しており、価格面と併せて技術面の評価を総合的に実施していることから、革新的な研究開発を行う中小企業者の受注機会拡大への配慮はなされているものと考えている。
土木研究所	(記載なし)
建築研究所	契約における競争性及び透明性を高めるため、制限的な応募条件等を設定せず競争性が阻害されないよう努めており、現在のところ革新的な研究開発を行う中小企業者の受注機会が増大するような配慮・差別化は行っていない。
交通安全環境研究所	国の予算で行う調達に関しては、一般競争入札により契約を行うことが義務付けられており、公示も行っているため、特に革新的な研究開発を行う中小企業者に対してのみ受注機会への配慮を行うことはない。

海上技術安全研究所	(記載なし)
港湾空港技術研究所	港湾空港整備に関する研究開発を行っている企業に対し、企業規模に関わらず共同研究等を通じて企業の研究開発活動を応援しており、中小企業に対しても技術的な支援を行っている。
電子航法研究所	当研究所は中小企業を排除していない。 現に中小規模の事業者との共同研究を実施している。
国立環境研究所	特にしていない